

北大東村ふるさと応援寄付条例

(目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7の規定による寄付金の管理運用を補完し、北大東村を愛し、発展を願い、応援しようとする個人又は団体から広く寄付金を募り、これを財源として各種事業を実施し、寄付者の北大東村に対する思いを実現化することにより、多様な人々の参画による個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 この条例に基づき寄付された寄付金（以下「寄付金」という。）を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育・文化の推進に関する事業
- (2) 保健・医療・介護・福祉の向上に関する事業
- (3) 産業の振興に関する事業
- (4) 生活環境の向上に関する事業
- (5) その他目的達成のために村長が必要と認める事業

(寄付金の管理運用)

第3条 寄付金は、北大東村ふるさと応援基金により管理し、運用するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、村長は必要があると認めるときは、寄付金を基金として積み立てることなく必要な財源に充てることができる。

(寄付金の使途指定)

第4条 寄付者は、寄付金の使途を第2条各号に掲げる事業のうちから指定し、寄付することができる。

- 2 寄付者が寄付金の使途を第2条各号に掲げる事業のうちから指定しなかったときは、同条第5号の事業の指定があったものとみなす。

(適用除外)

第5条 寄付金以外の寄付については、この条例の規定は適用しない。

(運用状況の公表)

第6条 村長は、毎年1回、この条例の運用状況を公表しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

北大東村ふるさと応援寄付条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、北大東村ふるさと応援寄付条例（以下「寄付条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の受入れ等)

第2条 寄付金は、寄付申込書（様式第1号）により受入れるものとする。

2 寄付金の受入れは、寄付を行う者（以下「寄付者」という。）が希望するいずれかにより行う。

(1) 村の指定する金融機関等で使用できる納付書によるもの

(2) 村の指定する口座への振込によるもの

(3) 寄付者からの現金書留の送金によるもの

(4) 寄付者本人及び代理人による持参によるもの

3 寄付金の受入れにより送金手数料が発生する場合の負担は、寄付者が負担するものとする。

4 現金や現金書留及び入金は、会計担当課で行うものとする。

5 村長は、寄付の申込み又は收受した寄付金が公序良俗に反するものと思慮される場合は、受入れを拒否し、若しくは收受した寄付金を返還することができる。

6 村長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

(通知等の送付)

第3条 村長は第2条第1項の申込書の提出があったときは、その内容を確認し、必要書類を送付しなければならない。

2 村長は、寄付金の入金を確認した場合は、寄付金受領証明書（様式第2号）を寄付者に送付しなければならない。

(寄付金台帳等の作成)

第4条 村長は、寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳（様式第3号）を作成しなければならない。

2 村長は、北大東ふるさと応援基金の全部又は一部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。